

全建労発第 83 号
平成 24 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

(社) 全国建設業協会
専務理事 押田 彰

中央労働災害防止協会が実施する除染等業務特別教育について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）が平成 24 年 1 月 1 日に施行されました。

除染電離則では、事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、特別の教育を行わなければならない。と規定しております。

この度、中央労働災害防止協会から別添の通り除染等業務特別教育講習会の情報提供がありました。

つきましては、貴協会会員企業にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、除染等業務特別教育講習会に係るお問い合わせは、別添の「お申込み・お問合せ先」にお願いします。

以上